

## 職長教育における教育事項

昭和47年～		平成18年～	
事 項	時 間	事 項	時 間
<b>作業方法の決定及び労働者の配置に関すること</b> (法第60条第1号)		<b>(同左)</b>	
1 作業手順の定め方	3 時 間	1 作業手順の定め方	2 時 間
2 作業方法の改善		2 労働者の適正な配置方法	
3 労働者の適正な配置の方法			
<b>労働者に対する指導又は監督の方法に関すること</b> (法第60条第2号)		<b>(同左)</b>	
1 指導及び教育の方法	3 時 間	1 指導及び教育の方法	2.5 時 間
2 作業中における監督及び教育の方法		2 作業中における監督及び指示の方法	
<b>作業設備及び作業場所の保守管理に関すること</b> (法第60条第3号、則第40条第1号)		<b>法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること</b> (法第60条第3号、則第40条第1号)	
1 作業設備の安全化及び教育の方法	2 時 間	1 危険性又は有害性等の調査の方法	4 時 間
2 環境条件の保持		2 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置	
3 安全又は衛生のための点検の方法		3 設備、作業等の具体的な改善の方法	
<b>異常時等における措置に関すること</b> (法第60条第3号、則第40条第2号)		<b>(同左)</b>	
1 異常時における措置	2 時 間	1 異常時における措置	1.5 時 間
2 災害発生時における措置		2 災害発生時における措置	
<b>その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること</b> (法第60条第3号、則第40条第3号)		<b>(同左)</b>	
1 労働災害防止についての関心の保持	2 時 間	1 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法	2 時 間
2 労働災害についての労働者の創意工夫を引き出す方法		2 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	

法:労働安全衛生法 則:労働安全衛生規則

建設業における安全衛生責任者に対する教育及び職長等教育講師養成講座等のカリキュラムが、昭和47年労働安全衛生法制定以来、初めて改正(通達:H18.5.12日付け基発第0512004号)され、職長教育の教科目にリスクアセスメント関連科目(危険性又は有害性等の調査の方法、危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置)が追加された(表)。